



高松市告示第572号

生活保護法第63条生活保護費返還金督促状（令和8年9月8日付け）を郵便で送達しましたが、別紙の者については、住所等が不明のため送達が不能となりましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年10月16日

高松市長 大西 秀



別紙 公示送達一覧表

氏名	納期限	理由
後藤 由美	令和8年9月4日	居住地不明に伴う返戻

以上